

令和 6 年 1 1 月 6 日 福 祉 環 境 委 員 会 資 料 健康福祉部健康医療対策課

令和7年度浜田市国保診療所の診療体制について

令和7年度から次のとおり、浜田市国保診療所の診療日等を変更する予定としております。

1 変更内容

- ・すべての診療所において、土曜日は休診日とします。
- ・波佐診療所以外は、土曜日の診療分を金曜日の午後に振り替えます。

診療所名	変更前	変更後
大麻診療所	第2、第4土曜日午前のみ	第2、第4金曜日午後のみ
波佐診療所	月~土 ※金は午前のみ ※土は第 1、第 3 午前のみ	月~金 ※金は午前のみ
あさひ診療所	月~土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ	月~金 ※金の午後は第2、第4のみ
弥栄診療所	月~土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ	月~金 ※金の午後は第2、第4のみ

2 土曜日を休診日とする理由

- ・医師の働き方改革による影響を見据えた医療体制を構築するため
- ・県からの医師派遣を受けやすくするため
- ・県内のほとんどの公立医療機関が土曜日診療を行っていないため

3 今後の予定

診療日の変更については、「浜田市国民健康保険診療所条例」を改正することとしており、12月の定例会議に上程いたします。

なお、これまで休診としておりました波佐診療所小国出張所は、今 回の改正に併せて閉所とさせていただく予定です。